

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

上海市政府、23年の景気下支え策を公表

上海市政府は1月29日、今年の経済成長目標（実質 GDP 成長率 5.5%以上、昨年の実績は▲0.2%）の実現に向けて、生産・消費マインドの改善などを図る活動方針『上海市における市場期待の回復や需要拡大、成長安定化、発展促進に向けた行動方針』を公表しました。活動方針は多くの既存政策の実施期間を延長した他、今年の活動計画なども示しました。上海をはじめとする各地政府は新型コロナウイルス感染症の停滞から早期に抜け出すため、政策を総動員した景気対策に力を入れています。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ データ安全産業の発展促進に関する工業情報化部等 16 部門の指導意見
（工業情報化部など、1/13）

財政政策

- ✓ 越境 EC の輸出品返品の課税政策に関する公告
（財政部など、2/1）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

上海市政府、23年の景気下支え策を公表

上海市政府は1月29日、『上海市における市場期待の回復や需要拡大、成長安定化、発展促進に向けた行動方案』¹(以下、方案)を公布しました。企業への救済や雇用安定の確保、外資・対外貿易の安定化、消費・投資意欲の喚起、産業の高度化・イノベーション促進などの面からいくつかの措置を打ち出しています。方案は23年2月1日から12月31日まで実施されます。上海市政府は昨年5月末、コロナ禍からの脱却に向けた景気浮揚策を公表しました。今回の方案は現行の消費促進策や税制面での優遇措置などを引き続き実施するとしました。当局はポストコロナの国内経済を見据え、新型コロナの傷跡を乗り越えるよう早々に政策の総動員に乗り出しています。

方案の主な内容については図表1の通りです。

【図表1】 方案の主な内容

① 企業への救済

- 23年1月1日から23年12月31日まで、公表済みの減税策を着実に実行し、条件を満たす製造、卸売り・小売り企業などに対する増値税の仕入税額控除による税還付を引き続き月次ベースで実施する。
- 23年1月1日から23年12月31日まで、新エネルギー車の購入に対し車両購入税(取得税)を免除する。工業情報化部と税務総局が公表した「車両購入税を免除する新エネルギー車の車種リスト」に列挙された純電気自動車(BEV)、プラグインハイブリッドカー(PHEV)、航続距離延長型電気自動車「EREV」を含む、燃料電池自動車適用対象となる。
- 23年1月1日から24年12月31日まで、増値税小規模納税者、小規模薄利企業及び個人事業者に対し、税額の50%を上限に資源税、都市維持建設税、不動産税、城鎮土地使用税、印紙税(証券取引印紙税含まず)、耕地占用税及び教育費付加・地方教育付加を軽減する。
- 新型コロナの影響により一時的に苦境に陥った小規模零細企業や個人事業主などに対するローン返済の猶予を23年6月30日まで実施することが可能である。

② 雇用安定の確保

- 企業は23年12月31日までに、数回に分けて、又は月次で納付猶予された社会保険料を納付することが可能である。その間は延滞料が免除される。
- 失業して3カ月以上の求職者や今年の大学新卒者を1年以上の契約で採用し、規定に基づき社会保険料を納付する場合は1人当たり2,000元の補助金を支給する。
- フレキシブルワーカーなどの権利保護を強化し、労災保険や労組の共済への加入を積極的に推進する。

③ 消費・投資の拡大

- 販促キャンペーンやイベントなどを積極的に展開する他、消費拡大に突出した貢献をした企業に対し奨励金を支給する。毎年の奨励金の上限について、小売企業は100万元/社、飲食企業は50万元/社とする。
- 23年6月30日までに、個人の新エネルギー車の買い替えには1台当たり1万元の補助金を支給する。グリーン・スマート家電を購入した消費者に対し、販売金額の10%をベースに、最大1,000元の補助金を支給する。
- 条件を満たす旅行会社に対し、旅行サービス品質保証金の全額返却を23年3月31日まで実施する。
- MICE(会議、視察、国際会議、展示会・見本市)企業が23年に発生した会場使用料金などに対し、補助金を支給する。
- 投資誘致活動や老朽住宅の改築などに注力する他、23年の地方政府専項債(レベニュー債)の発行及び資金使用の加速に加え、製造企業への中長期融資、インフラ施設向けREITs(不動産投資信託)の活用などにも言及した。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230128/1c6b7736232d465ab0423c0e31110ac6.html>

【図表1】 方案の主な内容（続き）

④外資・対外貿易の安定化

- 対外貿易事業者に関連する手続きを簡素化し、国の規定に基づき対外貿易事業者の届出登記を廃止する。政策性輸出信用保険のカバー範囲を拡大し、為替ヘッジやクロスボーダー人民元・外貨収支の利便化などの貿易金融サービスによるサポートを強化する。輸出時の税還付業務の平均対応時間を5営業日以内に収めることを確保する。
- 越境ECやオフショア貿易、デジタル貿易、保税メンテナンスなどの新型国際貿易の発展に注力する。
- CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、DEPA（デジタル経済パートナーシップ協定）などハイレベルの通商ルールとの整合性を図り、サービス業などの開放拡大を積極的に推進し、外資企業による先端製造や現代サービス、ハイテク、省エネなどの領域への投資を支援する。
- 改定後の地域本部誘致支援策を着実に実行し、本部企業に対する補助・奨励、資金運用・管理、貿易の利便化、技術開発・イノベーション、人材誘致、出入国・在留などの面でのサポートを強化する。

⑤産業の高度化・イノベーション促進等

- 半導体やバイオ医薬品、AI（人工知能）3大産業の発展を促進する他、デジタルエコノミーや低炭素化、メタバースに加え、未来志向の先導産業に位置づけられた健康、知能化、エネルギー、宇宙及び材料分野における産業クラスターの構築、イノベーション企業の本部設置を促す。
- 23年にハイテク企業1千社超を増やし、中小イノベーション企業1万社、市級の「専精特新」中小企業（ある分野に特化した新興企業）2千社、国家級の「小巨人」企業（細分化された分野に集中的に取り組み、イノベーション力と市場シェアが高く優れた中小企業）200社を育成する。
- 各区は新規認定された市級の「専精特新」中小企業に対し10万元以上、国家級の「小巨人」企業に対し30万元以上の奨励金を支給する。初めて一定規模以上などになったハイテク企業※に対し、市・区政府は当企業前年度の研究開発費の5%をベースに、最大50万元の奨励金を支給する。
※年間売上高が2千万元以上の企業を指す。
- 完成車メーカーと半導体メーカーの連携を後押しし、ハイエンド設備、先端材料、航空・宇宙などの産業における生産能力を拡大する。条件を満たす重点分野における重要技術改良プロジェクトに対する補助金の上限を1億元に引き上げる。
- 政府調達における中小企業向けの枠を一時的に40%以上に高めるとの政策を23年末まで延長する。大手企業及びプラットフォームによる中小零細企業向け調達リストの公表を奨励する。
- 中小企業のDX化や中小零細企業に対する代金支払遅延に関する情報公開を推進する。
- この他、エネルギーの供給確保や人材向け保障性賃貸住宅の供給拡大などにも言及した。

（方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

データ安全産業の発展促進に関する工業情報化部等 16 部門の指導意見

(原文: 工业和信息化部等十六部门关于促进数据安全产业发展的指导意见)

工信部聯網安 [2022] 182 号

工業情報化部など 2023 年 1 月 13 日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は国家インターネット情報弁公室、国家發展改革委員会、科学技術部など15部門と連名で、データセキュリティー産業の発展促進を図る指導意見を公表した。同指導意見はデータ安全法を着実に実行するためのものであり、今後の目標と取り組みなどを明記した。
- 25年までの目標については、「データセキュリティー産業の規模を1,500億元超、年間平均成長率を30%超とする。データセキュリティー技術の開発を担う省級以上の実験室を5カ所設置する。国家級のデータセキュリティー産業園區を3~5カ所設ける他、データセキュリティー技術の応用モデル区を10カ所設置し、国際的な有力企業を複数育成する」とした。
- 35年までの目標については、「データセキュリティー産業における中核技術や重点製品のレベル、専門サービスの能力を世界トップクラスに高め、国際的な競争力を持つリーダー企業を複数育成する。産業規模と産業内の人材の数を大幅に引き上げる」と明記した。
- データの識別や分類・分級、匿名化、権限管理などの共通基盤技術の高度化に取り組む他、秘密計算やデータフロー解析などの中核技術の開発にも注力する。重点業界のニーズに照準を合わせたデータセキュリティー関連製品・サービス、中小企業に特化したソリューションなどの開発を推し進める。
- 5G/6Gやインダストリアル・インターネット、IoT、IoV（車のインターネット）などの分野におけるデータセキュリティー関連ニーズの分析を強化し、AIやビッグデータ、ブロックチェーンなどの新興技術との融合を通じ、集約したフレキシブルなサービスの提供を支持する。
- 測定や評価、認証機関の業界を跨いだサービス提供を奨励し、業界間の標準・評価結果などの相互承認を推進する。工業や通信、交通、金融、衛生・健康、知的財産権などの領域における応用シーンを分類し、各種のデータセキュリティー技術・製品の応用指南を策定する。
- この他、データセキュリティー産業に関する標準の整備・国際標準化、人材育成と国際連携の強化などにも言及した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwqk/zcwj/wjfb/yj/art/2023/art_a8ef4985d9834d11a5b5495574e60480.html

財政政策

越境 EC の輸出品返品の課税政策に関する公告

(原文: 关于跨境电子商务出口退运商品税收政策的公告)

財政部 税関総署 税務総局公告 2023 年第 4 号

財政部など 2023 年 2 月 1 日公表

【主要内容】

- 財政部は税関総署、税務総局と連名で、越境ECの輸出品返品による関税などの払い戻し政策を公表した。
- 越境ECが同日より1年以内に輸出した物品（食品を除く）が輸出日から6カ月内に返品される場合、輸出関税と増値税、消費税を免除する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202302/t20230201_3864855.htm

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。